

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第33号（令和3年8月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 第8回西広島駅北口土地区画整理審議会の開催について

議事運営等に関する要綱の一部改正や土地区画整理事業の換地設計修正（案）に対する意見書への対応などを審議するため、次のとおり審議会を開催しますのでお知らせします。

なお、この度の審議会は、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」に沿って、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行った上で開催します。

1 開催日時

令和3年 8月24日（火） 午後2時30分から

2 開催場所

西区福島町二丁目24番1号 西区地域福祉センター3階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 議事運営等に関する要綱の一部改正について【公開】
- (2) 換地設計修正(案)に対する意見書への対応について【非公開】
- (3) 諮問第4号議案 仮換地の指定について【非公開】

※(2)、(3)は、個人情報保護の観点より非公開となります。

4 傍聴について

会議当日、次の要領により傍聴を受け付けます。なお、議題(2)、(3)については、個人情報保護の観点から退室をお願いすることとなりますので予めご了承ください。

(1) 傍聴の定員

5名 { 傍聴定員は、新型コロナウイルス感染症予防対策により隣席との十分な間隔を確保するため、5名とさせていただきます。なお、定員を超える傍聴申出があった場合は、抽選で傍聴人を決定します。

(2) 受付場所

上記「2 開催場所」入口で受け付けます。

(3) 受付時間

午後2時00分から午後2時25分までです。

(4) 傍聴人の順守事項

当日、傍聴人の順守事項を記載した書面を配布しますので、傍聴人はこれを順守し、会議の円滑な進行・運営にご協力ください。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防対策

受付にアルコール消毒液を設置しますので、ご利用の上入室してください。

以下の方の傍聴はできませんので、予めご了承ください。

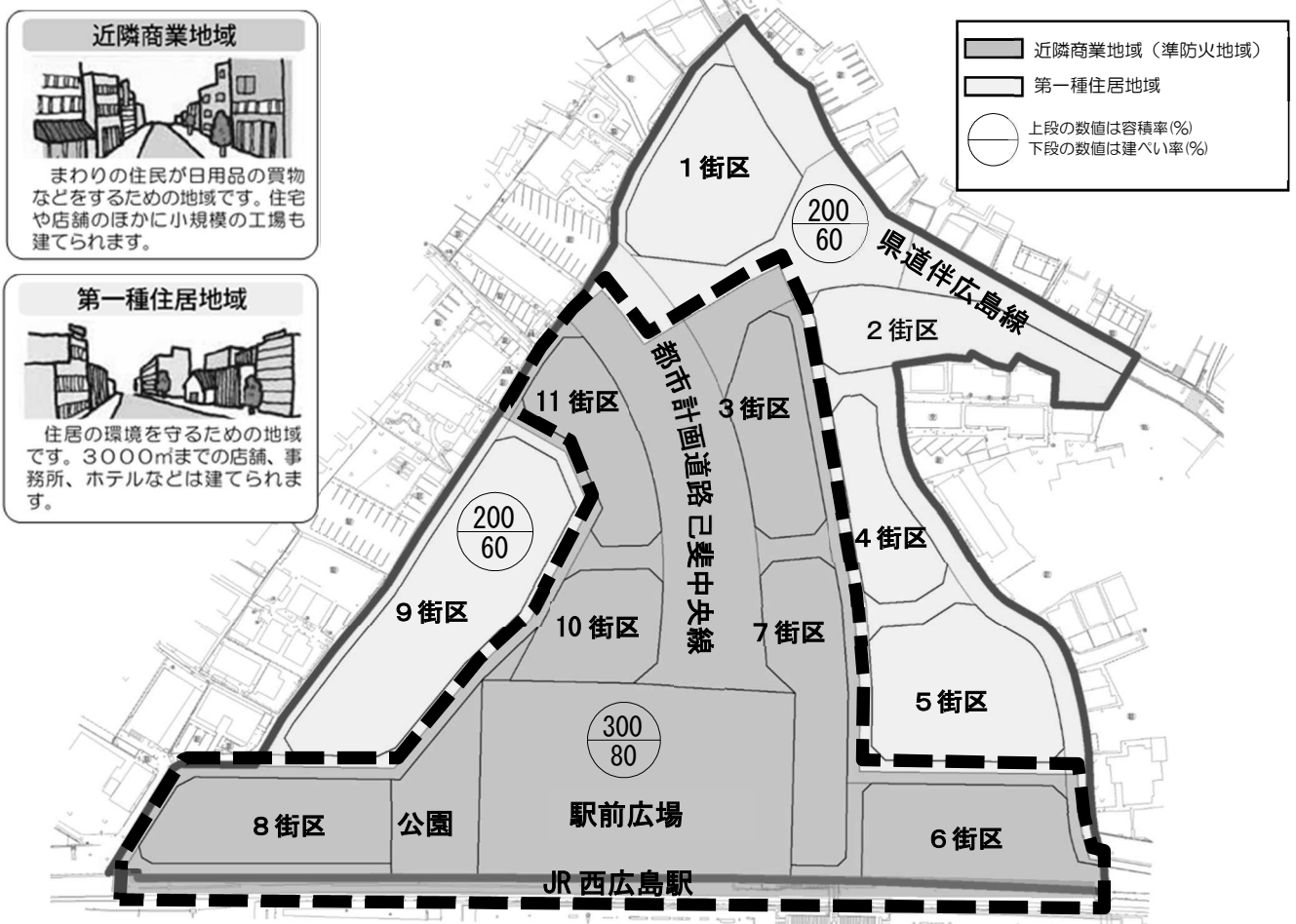
- ・マスクを着用しない方
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方
- ・過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方

※裏面につづく

■ 用途地域の変更について

従前からの住宅機能を維持しつつ、立地条件に相応しい商業機能を併せ持った土地利用が図られるように、広島市都市計画審議会の審議を経て、本地区の用途地域が変更されました。（令和3年6月30日都市計画の変更（告示））。

また、これに合わせて「準防火地域^(※)」に指定されました。（第一種住居地域を除く）



地区の分け	これまでの用途地域	変更後の用途地域
山陽本線沿線及び己斐中央線沿道 (3, 6, 7, 8, 10, 11 街区)	第一種住居地域	近隣商業地域
それ以外の区域 (1, 2, 4, 5, 9 街区)	第一種住居地域	第一種住居地域 (変更なし)

※準防火地域とは

市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。指定された地区内では、建物を建てる場合、燃えないもしくは燃えにくい材料（構造等）にする必要があります。

なお、ご不明点などございましたら下記連絡先までご連絡ください。

連絡先

広島市 都市整備局 都市機能調整部 西広島駅北口地区区画整理事務所

担当：笹村、長岡、大田、三浦

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp